

行方市立図書館システム更新プロポーザル実施要領

1 業務及びプロポーザルの目的

本業務は、住民の方への図書館サービスのより一層の充実を図るべく、日々進展しつつある情報技術革新の成果等を積極的に取り組み、現行図書館システムが有する資産（データ、操作性）を引き継いだ業務システムを提供することにより、利用者への利便性の向上や情報提供の拡大を図ることを目的とする。また、優れた企画提案や価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名：行方市立図書館システム更新
- (2) 業務内容：行方市立図書館システム更新仕様書（以下「仕様書」という。）のとり
- (3) 履行期間：令和8年3月1日から令和13年2月28日まで 5年間
- (4) 契約上限金額：29,914,500円以内（消費税込み）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (2) 行方市入札参加資格者名簿において、当該委託業務ごとに対応する営業種目について登録されている者
- (3) 入札参加資格申請において、申請内容及び別送書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 行方市建設工事等請負業者指名停止等措置要領による指名停止期間中でないこと。
- (5) 「行方市が行う事務又は事業建設工事等からの暴力団等の排除に関する合意書協定書」（平成20年2月1日付け行方市長・茨城県行方警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 参加に関する留意事項

プロポーザルに参加するにあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 費用負担

参加にかかる全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加希望者に帰属する。ただし、提出書類は、返却しないものとする。

(3)特許権の使用責任

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施行方法等を使用した結果生じた責任は、参加希望者が負うものとする。

(4)提出資料の取り扱い

提出された資料は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。

(5)参加希望者の複数提案の禁止

参加希望者は、複数の提案を行うことはできない。

(6)提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、当該提出書類について後日参考資料を求めることができるものとする。

(7)虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は無効とする。

5 提案募集及び選定のスケジュール

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1)実施要領公開 | 令和7年10月10日（金）から10月30日（木） |
| (2)質問受付 | 令和7年10月21日（火）午後5時まで |
| (3)参加表明書の提出 | 令和7年10月24日（金）午後5時まで |
| (4)企画提案書提出 | 令和7年10月30日（木）午後5時まで |
| (5)審査会の開催 | 令和7年11月 5日（水） |
| (6)審査結果の公表 | 令和7年11月 7日（金） |

6 実施要領等の公開

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| (1)公開期間 | 令和7年10月10日（金）～10月30日（木） |
| (2)公開方法 | 行方市ホームページ「事業者」→「お知らせ」
行方市掲示場への掲示 |

7 実施要領等に関する質問受付及び回答

プロポーザルの内容について質問のある者は質問書（様式第1号）により提出すること。

- | | |
|---------|---|
| (1)受付期限 | 令和7年10月21日（火）午後5時まで（必着） |
| (2)提出先 | 行方市立図書館 |
| (3)提出方法 | FAX0299-55-3452又は電子メールname-itosho@city.namegata.lg.jp |
| (4)回答方法 | 令和7年10月24日（金）までに行方市ホームページで回答する。 |

8 参加表明書の提出

参加希望者は、期限内に参加表明書（様式第2号）を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年10月24日（金）午後5時まで

(2) 提出先 行方市立図書館

(3) 提出方法 ・電子メールname-ttosho@city.namegata.lg.jp

・FAX0299-55-3452

・行方市立図書館へ直接提出

※FAXの場合は行方市立図書館へ受信確認の連絡をすること。

9 企画提案書の提出について

参加希望者は企画提案書（様式第3号）、見積書（様式第4号）及びその他必要な書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年10月30日（木）午後5時まで

(2) 提出先 行方市立図書館

(3) 提出方法 ・電子メールname-ttosho@city.namegata.lg.jp

・行方市立図書館へ直接提出

(4) 提出書類 参加希望者は、以下の書類について提出すること。

ア企画提案書6部

イ財源諸表（直近の3決算期の貸借対照表、損益計算書）1部

ウ国税及び地方税を滞納していない証明書（写しで可）1部

エ経費見積書1部

10 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案書

参加希望者は、「企画提案書の提出について」（様式第3号）を表紙とし、仕様書に基づき提案書を作成すること。なお、次の項目について、一部又は全部を記載し、10ページ以内にまとめること。

ア事業履歴 会社概要、同種・類似の実績一覧（事業名、発注者、請負金額、契約期間、事業の概要等）

イ事業担当制 総括責任者・主任担当者等の資格・経歴、同種類事業実績、現在の手持ち業務

(2) 経費見積書

経費見積書については、積算内訳を添付し提出すること。

(3) 提出方法 企画提案書及び見積書は、次のとおり提出すること。

ア企画提案書6部（正1部、副5部（写し可））

- ※紙ベースA4サイズ、長辺とじ、両面刷りでページ番号を付すこと。
- ※プレゼンテーションは、提案書を使用して行うこととする。
- イ 経費見積書（社印押印）1部

(4)企画提案書の提出後の取り扱い

企画提案書の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。ただし、提出された企画提案書に不備があった場合、補正を求めることがある。

(5)参加を辞退する場合

参加表明書を提出した参加希望者が、参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式第5号）を令和7年10月24日（金）午後5時までに電子メール、FAX、行方市立図書館への直接提出とすること。

II 審査委員会

(1)審査委員会の開催

開催日時 令和7年11月5日（水）

※開催場所及び時間は、参加希望者に別に通知する。

(2)プレゼンテーション

ア プレゼンテーションに参加できる者は自社の社員3人以内とする。

イ 持ち時間はプレゼンテーション30分以内、質疑応答10分程度とする。

ウ 予定された開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めることとする。

エ プレゼンテーションにおいてパソコン及びプロジェクター等の機器を使用する場合は、事前に行方市立図書館へ連絡すること。なお、プロジェクター等の機器については市が用意し、パソコンについては参加希望者が用意するものとする。

(3)審査・選定方式

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、審査委員会において総合的に評価し、総合得点の最も高い提案をした参加者を最優秀提案者として決定する。また、参加者が1者のみの場合においても審査委員会を開催し、その提案内容が優れていると審査委員会において審査された場合は、その参加者を最優秀提案者として決定する。書類の審査やヒアリング及びプレゼンテーションは、審査の公平性を期するため、事業者名を伏せて行うこととする。

(4)企画提案の審査基準

企画提案書に記載された内容は、主に次の視点から審査する。

ア 会社概況及び資格取得状況

イ 図書館システムに対する開発方針

ウ 同等のシステム導入実績があるか

エ システムの基本的機能、特徴

- オ ハードウェア構成、機器の仕様、特徴
- カ 導入スケジュール、作業内容
- キ 導入時のシステム構築体制
- ク データ移行の基本方針について
- ケ サービス提供時間について
- コ 緊急時の対応について

(5)審査結果の通知及び公表

ア審査の結果は、参加希望者に文書により通知するとともに、市ホームページにて最優秀提案者名および得点を公表する。電話や口頭、FAX、電子メール等による問合せには応じない。

イ審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

12失格条項

参加希望者又は参加希望者の提出書類が、次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加希望者を失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。

- (1)提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2)提案書類に虚偽の記載があった場合
- (3)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4)本実施要領に違反すると認められる場合

13その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて参加希望者と行方市が協議して定めるものとする。

14問合せ先

行方市教育委員会生涯学習課行方市立図書館

住所 行方市玉造乙1175

電話 0299-55-1495(直通)

FAX 0299-55-3452

電子メールアドレス name-ttosho@city.namegata.lg.jp